

〔ダイジェスト〕

7 地区社会福祉協議会活動総合支援事業について

◆事業のポイント

地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）が地域の実情に応じて選択できる形態とし、地区社協の独自性、自主性を支援します。

既に当該地区で実施している事業もあると思いますので、本事業の対象になるかのご確認をいただき、詳細については各総合福祉センターにお問い合わせをいただきたいと思います。※全事業を実施するものではありません。

◆助成金交付について

- 1 地区社会福祉協議会に助成金を交付します。

下記の書類提出をお願いします。

助成金申請書、実施計画書及び助成額、収支予算書

- 2 事業終了後、助成金請求書、実施報告書、収支決算書の提出をお願いします。

提出後、随時交付手続きをします。

※先駆的提案事業は概算払いをします。他の事業についても対応する場合がありますので各総合福祉センターにご相談ください。